

諮問番号：諮問第 22 号

答申番号：答申第 22 号

答申書

第 1 審査会の結論

福岡県福岡児童相談所長が審査請求人（以下「審査請求人」又は「里父」という。）に対して平成 28 年 11 月 1 日付けで行った児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 1 項第 3 号の規定に基づく児童の措置解除処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求める。

- (1) 処分庁が審査請求人に里親を委託していた女兒（本件処分当時 4 歳。以下「本件児童」という。）は、審査請求人の下に戻りたいと思っている。本件児童が戻りたい場所があるのに戻さないのはどうかと思う。児童相談所であるならば、児童のことを第一に考え対応すべきである。
- (2) 審査請求人と審査請求人の妻（以下「里母」という。）は別居状態となったが、本件児童の福祉については良好に図られていた。また、審査請求人との生活によって本件児童の心身は健全に保たれていた。
- (3) 審査請求人には本件児童を適切に養育していく意思と能力がある。
- (4) 処分庁は、「里親委託ガイドラインについて」（平成 23 年 3 月 30 日雇児発第 0330 第 9 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「里親ガイドライン」という。）においてうたわれている里親委託優先の原則に反して本件処分に及んだ。

また、「里親制度の運営について」（平成 14 年 9 月 5 日雇児発第 0905002 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「里親制度運営要綱」という。）では、児童を適切に養育していくという観点からは、里父と里母が揃っていることは必須ではないことが示されている。

- (5) 処分庁が里親委託の解除の権限を行使するにあたっては、措置対象となっている児童の福祉を最大限尊重しなければならない。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分は適法かつ妥当であり、審査請求人の主張には理由がないため、本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点は、本件処分及び本件処分に係る手続について、違法又は不当な点はないかということにある。

1 本件児童の里親委託措置の解除について

- (1) 本件においては、離婚の話が出るほど審査請求人の夫婦仲が悪化し、里母は審査請求人宅を不在にしていることが多い状態であったと認められる。そして、里母に本件児童を養育する意思がないことも明らかであったと認められる。

そのため、このような家庭環境において、本件児童を審査請求人夫婦の下に継続して里親委託したとしても、「里親家庭において、適切な家庭生活を体験する中で、家族それぞれのライフサイクルにおけるありようを学び、将来、家庭生活を築く上でのモデルとすることを期待」して本件児童の養育を図ることは困難であったと認められる。

したがって、里親委託に求める効果が期待できないとして委託を解除した処分庁の判断に裁量の逸脱や濫用があったとは認められない。

- (2) 本件においては、処分庁は、里父母が揃った里親を選んで委託しており、委託当時とはその事情が変化した場合において、継続して委託することまで求められるとは認められない。

また、処分庁は、本件児童が里親家庭での生活から自らが将来の家庭生活を築く上での学びを得ることを期待し、その期待に応えることができるかという視点から、審査請求人への里親委託を継続するか否かについて判断したと認められるため、審査請求人の主張を採用することはできない。

- (3) また、本件処分に至る過程においては、処分庁は、まず一時保護処分を行い、里父母に話合いの期間を与えている。一時保護以降本件処分に至るまでの間にも、処

分庁の職員は里父母と面談を重ね、里父母それぞれの考えを確認し、処分庁の考えも説明し、丁寧な手続を経て、本件処分に至ったことが認められる。

(4) 以上のことから、本件処分において、処分庁の判断に裁量の逸脱や濫用があったとは認められず、本件処分に違法又は不当な点はない。

2 そのほか、本件処分に影響を与える事情もないため、本件処分に違法又は不当な点はない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないため、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 45 条第 2 項の規定により、棄却されるべきである。

第 4 調査審議の経過

平成 29 年 5 月 22 日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第 43 条第 1 項の規定に基づく諮問を受け、同年 7 月 11 日、同月 25 日、同年 8 月 22 日及び同年 9 月 19 日の審査会にて調査審議した。

第 5 審査会の判断の理由

審査請求人は、本件児童は審査請求人の下に帰りたいと思っていること、処分庁は里親ガイドラインにおいてうたわれている里親優先の原則に反して本件処分を行ったこと等を理由に、本件処分の取消しを求める主張をしている。

本件審査請求の争点は、本件処分及び本件処分に係る手続について、違法又は不当な点はないかということにある。

1 本件児童の里親委託措置の解除について

(1) 本件においては、離婚の話が出るほど審査請求人の夫婦仲が悪化し、里母は審査請求人宅を不在にしていることが多い状態であったと認められる。そして、里母に本件児童を養育する意思がないことも明らかであったと認められる。

そのため、このような家庭環境において、本件児童を審査請求人夫婦の下に継続して里親委託したとしても、「里親家庭において、適切な家庭生活を体験する中で、家族それぞれのライフサイクルにおけるありようを学び、将来、家庭生活を築く上でのモデルとすることを期待」して本件児童の養育を図ることは困難であったと認められる。

したがって、里親委託に求める効果が期待できないとして委託を解除した処分庁

の判断に裁量の逸脱や濫用があったとは認められない。

(2) 本件においては、処分庁は、里父母が揃った里親を選んで委託しており、委託当時とはその事情が変化した場合において、継続して委託することまで求められるとは認められない。

また、処分庁が、本件児童が里父母家庭での生活から自らが将来の家庭生活を築く上での学びを得ることを期待し、その期待に応えることができるかという視点から、審査請求人への里親委託を継続するか否かについて判断したことに誤りはない。

(3) また、本件処分に至る過程においては、処分庁は、まず一時保護処分を行い、里父母に話合いの期間を与えている。一時保護以降本件処分に至るまでの間にも、処分庁の職員は里父母と面談を重ね、里父母それぞれの考えを確認し、処分庁の考えも説明し、丁寧な手続を経て、本件処分に至ったことが認められる。

(4) 以上のことから、本件処分において、処分庁の判断に誤りは認められない。

2 そのほか、本件処分に影響を与える事情もないため、本件処分に違法又は不当な点はない。

以上のことから、本件審査請求は理由がないというべきである。

福岡県行政不服審査会第2部会

会長 木 佐 茂 男

委員 倉 員 央 幸

委員 藤 本 美佐子